平成２３年（フ）第２１８号
北海道帯広市西18条南２丁目９番地180
債務者　沼澤　石次
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第９８７号
東京都八王子市緑町65番地62ヒルトップハイツ203号
債務者　福島　喜雄
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０１５号
東京都八王子市南陽台２丁目１番３号
債務者　西　　一彦
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０３１号
東京都昭島市宮沢町３丁目12番36―205号
債務者　花塚　俊希
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２１４６号
東京都中野区東中野１丁目17―14　第三ハウス101
債務者　下村　　進
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１４７号
東京都江戸川区中葛西２丁目７―15　クレストK205
債務者　下村　一也
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４０号
東京都府中市日新町５丁目72番地の35サニーハウス202
債務者　森山　裕子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９９号
茨城県土浦市木田余4921番地
破産者　中島　富江
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第８５号
茨城県古河市久能1225―２　アムールＤ101号室、住民票上の住所茨城県古河市上和田６番地１
破産者　松本　健一
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第８２号
茨城県古河市尾崎705番地１
破産者　栃木　力男
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１２号
富山県黒部市中陣42番地
破産者　大野希和子
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第５号
富山県魚津市高畠1629番地９　大崎アパート10号
破産者　泉　　昇
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第４２２号
名古屋市天白区一つ山３丁目24番地　一つ山荘西Ｔ－８棟302号
破産者　喫茶睡蓮こと　岡坂　恭美
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９１号
愛知県日進市北新町二段場984番地１
破産者　村田　賢二
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７７号
名古屋市千種区田代町字四観音道西13番地の１　四観音住宅506号
破産者　月とスウィングこと　丸山　淳司
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１５０号
名古屋市千種区田代町字蝮池上108番地の76田代ハウスＡ201号
破産者　麺屋一伸こと　市野　伸一
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部